

議案第 4 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き上げることに伴い、議会議員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年箱根町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「第1条改正後条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、改正前の箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。